特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号

金沢市藤江北４丁目３００番地
清算株式会社　株式会社ポテンシアエンタープライズ
代表清算人　井口千夏

1　決定年月日　令和8年7月2日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、協定債権のうち、令和８年２月１９日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて生じた債権の残金（以下「弁済対象債権」という。）の1.034725％の金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

金沢地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２００６号

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ＭＩ
代表清算人　板宮　一善

1　決定年月日　令和８年７月２日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＭＩ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
1　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
2　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
3　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始